

市立中学校入学説明会

来年4月に市立中学校へ入学する生徒の保護者を対象に、入学説明会を、左表の日程で行います。

入学予定者は、平成21年4月2日～22年4月1日に生まれた方です。

他表中、①は②以外の保護者、②は第三小学校の児童の保護者の方が対象

学校名	とき	入学説明会	
		受付時刻	開始時刻
第一中学校(☎383-1161)	12/10(金)	14:30	14:45
第二中学校(☎383-1162)	12/11(土)	10:40	11:00
東中学校(☎383-1163)	12/18(土)	10:30	10:50
緑中学校(☎383-1164)	11/26(金)	① 13:20	13:30
		② 14:30	14:40
南中学校(☎383-1105)	12/3(金)	14:15	14:30

※表中、電話番号は市外局番042を省略しています



おたのしみ会

12月4日(土)▽工作 午前10時～10時30分、11時～11時30分▽おはなし会 午前10時30分～11時、11時30分～

図書館東分室おはなし会

11月21日、令和4年1月16日、3月20日いずれも日曜日、午後3時～3時30分公民館東分室対3歳～小学校2年生程度定各回10人(当日先着順) 図書館東分室(☎042-383-4555)

正午公民館貫井北分室対4歳～小学校3年生定各回8人(申込順) 11月1日から、電話または直接、図書館貫井北分室(☎042-385-3561)へ

地域子育て応援講座 気候変動は待ったなし! 次世代に繋げるワンアクション

12月4日(土)午後2時～4時公民館東分室(☎042-384-4422)へ

各種手当の支給

- ①特別障害者手当等
- ②児童扶養手当

振込日11月10日(水)

振込日以降、通帳で正確なめくください。金融機関によっては2・3日遅れる場合があります。

次のような場合には、ご連絡ください。▽振込日以降、7日を過ぎても振り込まれない場合▽氏名、住所、口座を変更した場合▽施設に入所した場合▽病院等に3か月を超えて入院している場合(特別障害者手当のみ) ①自立生活支援課障害福祉係(☎042-387-9842)、②子育て支援課手当助成係(☎042-387-9839)

各種手当等に該当する方は申請を

各種手当の所得制限限度額は、下表のとおりです。令和2年中の所得が各限度額未満に該当する方は、申請してください。なお、すでに受給している方は、手続きの必要はありません。

問▷①～④=子育て支援課手当助成係(☎042-387-9839)▷⑤～⑩=自立生活支援課障害福祉係(☎042-387-9842)

各種手当等所得制限限度額一覧

(単位:円)

扶養親族の数	①児童手当・義務教育就学児医療費助成	②児童育成(障害)手当	児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費助成(※)		⑤心身障害者福祉手当・難病者福祉手当	特別障害者手当等		特別児童扶養手当		重度心身障害者手当
			③本人上段=全部支給 下段=一部支給	④配偶者・扶養義務者および孤児等の養育者		⑥本人	⑦配偶者・扶養義務者	⑧本人	⑨配偶者・扶養義務者	
0人	6,220,000	3,604,000	490,000 1,920,000	2,360,000	3,604,000	3,604,000	6,287,000	4,596,000	6,287,000	3,604,000
1人	6,600,000	3,984,000	870,000 2,300,000	2,740,000	3,984,000	3,984,000	6,536,000	4,976,000	6,536,000	3,984,000
2人	6,980,000	4,364,000	1,250,000 2,680,000	3,120,000	4,364,000	4,364,000	6,749,000	5,356,000	6,749,000	4,364,000
3人	7,360,000	4,744,000	1,630,000 3,060,000	3,500,000	4,744,000	4,744,000	6,962,000	5,736,000	6,962,000	4,744,000
4人	7,740,000	5,124,000	2,010,000 3,440,000	3,880,000	5,124,000	5,124,000	7,175,000	6,116,000	7,175,000	5,124,000
5人	8,120,000	5,504,000	2,390,000 3,820,000	4,260,000	5,504,000	5,504,000	7,388,000	6,496,000	7,388,000	5,504,000
所得適用期間	児童手当、児童育成手当=令和3年6月～4年5月 義務教育就学児医療費助成=令和3年10月～4年9月		令和3年8月～4年7月 (児童扶養手当、重度心身障害者手当=令和3年11月～4年10月) (ひとり親家庭等医療費助成=令和4年1月～12月)							
所得制限限度額に 加算する額	【70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族1人につき加算する額】 ▷児童育成(障害)手当、児童扶養手当(本人)、ひとり親家庭等医療費助成(本人)、心身障害者福祉手当、難病者福祉手当、特別障害者手当等(本人)、特別児童扶養手当(本人)、重度心身障害者手当(本人).....100,000円 ▷児童手当、義務教育就学児医療費助成.....60,000円 ▷児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成、特別障害者手当等、特別児童扶養手当(配偶者、扶養義務者等)。ただし、70歳以上の同一生計配偶者または老人扶養親族のみ扶養しているときは1人を除く.....60,000円 【特定扶養親族および16歳以上19歳未満の扶養親族1人につき加算する額】 ▷児童扶養手当(本人)、ひとり親家庭等医療費助成(本人).....150,000円 ▷児童育成(障害)手当、心身障害者福祉手当、難病者福祉手当、重度心身障害者手当.....250,000円 ▷特別障害者手当等(本人)、特別児童扶養手当(本人).....250,000円									
所得から控除する額	本人該当事項 寡婦控除(③を除く)・勤労学生.....270,000円 ひとり親控除(③を除く).....350,000円 障害者控除(⑤⑥⑩を除く).....270,000円 特別障害者控除(⑤⑥⑩を除く).....400,000円 給与所得または公的年金等所得のある方.....100,000円 扶養親族等・その他各種の控除 障害者扶養控除(1人につき).....270,000円 特別障害者扶養控除(1人につき).....400,000円 配偶者特別控除(①を除く).....控除相当額 雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除、長期・短期譲渡所得特別控除.....控除相当額 社会保険料控除.....一律80,000円(⑤⑥⑩は控除相当額)									

※ひとり親家庭等医療費助成制度の所得制限は、児童扶養手当の一部支給と同額